

本部広報2014-052

2014年11月27日

## 日の入り時のヘッドライト点灯率は僅か22.8% JAF初めての「ヘッドライト点灯状況全国調査」結果を公開

JAF（一般社団法人日本自動車連盟 会長 小栗七生）は、薄暮・夜間時の交通事故防止（車の被視認性向上）を目的とした早期ヘッドライト点灯促進活動の一環として、10月15日（水）～11月4日（火）までの間、第1回目のヘッドライト点灯状況調査を全国で行い、その結果を公開しました。

調査は晴天時を限定し、日の入り30分前から日の入り15分後まで実施、各都道府県のJAF支部近郊47箇所、44,910台に対して調査を実施しました。

調査結果の概要は以下の通りです。

- 1) 早期点灯としてJAFが奨めている日の入り時刻30分前時（30分前～5分間\*1）に於いて、ヘッドライトを点灯している車は、全体の0.9%であった。
- 2) 道路交通法により、ヘッドライトの点灯が義務付けられている夜間における日の入り時（日の入り時間～5分間）の点灯率は22.8%であった。
- 3) 日の入り後の5分間経過時では44.1%、更にその5分後では72.7%と日の入り後にヘッドライトを点灯するドライバーが急速に増加することもわかった。（図1参照）

今回の調査では、日の入り時刻のヘッドライト点灯率は22.8%にとどまっていますが、JAFが8月に行ったヘッドライトに関するアンケート結果\*2では、「早めのライト点灯を実践している」と回答したユーザーは81%に達しており、ドライバーの意識と行動の乖離が明確となりました。この乖離を埋めるためには、JAFではヘッドライトを点灯すべきタイミングが明確であることが重要と考えており、点灯判断基準の1つの目安となるよう、先日公開した「早期ヘッドライト点灯促進特設サイト\*3」において都道府県別の具体的な日没時間や推奨する早期点灯時刻を毎日お知らせしています。

JAFは、前述の特設サイトを中心に、道路交通法に定められているヘッドライト点灯時間に関する知識を自動車ユーザーへ伝え、早期ヘッドライト点灯の必要性について積極的に啓発活動に取り組みます。

\*1 JAFの調査では、調査時間（～分前）には当該時間から5分間経過分までが含まれます。

<http://www.jaf.or.jp/eco-safety/safety/data/index.htm>

\*2 ヘッドライトに関する自動車ユーザーアンケート結果はこちら

[http://www.jaf.or.jp/eco-safety/safety/environment/enq/2014\\_08.htm](http://www.jaf.or.jp/eco-safety/safety/environment/enq/2014_08.htm)

\*3 早期ヘッドライト点灯促進特設サイト「JAF Safety Light」はこちら

[http://www.jaf.or.jp/eco-safety/safety\\_light/index.html](http://www.jaf.or.jp/eco-safety/safety_light/index.html)

※都道府県別データ等詳細を紹介しています。（図2参照）

（次ページへ続く）

図 1

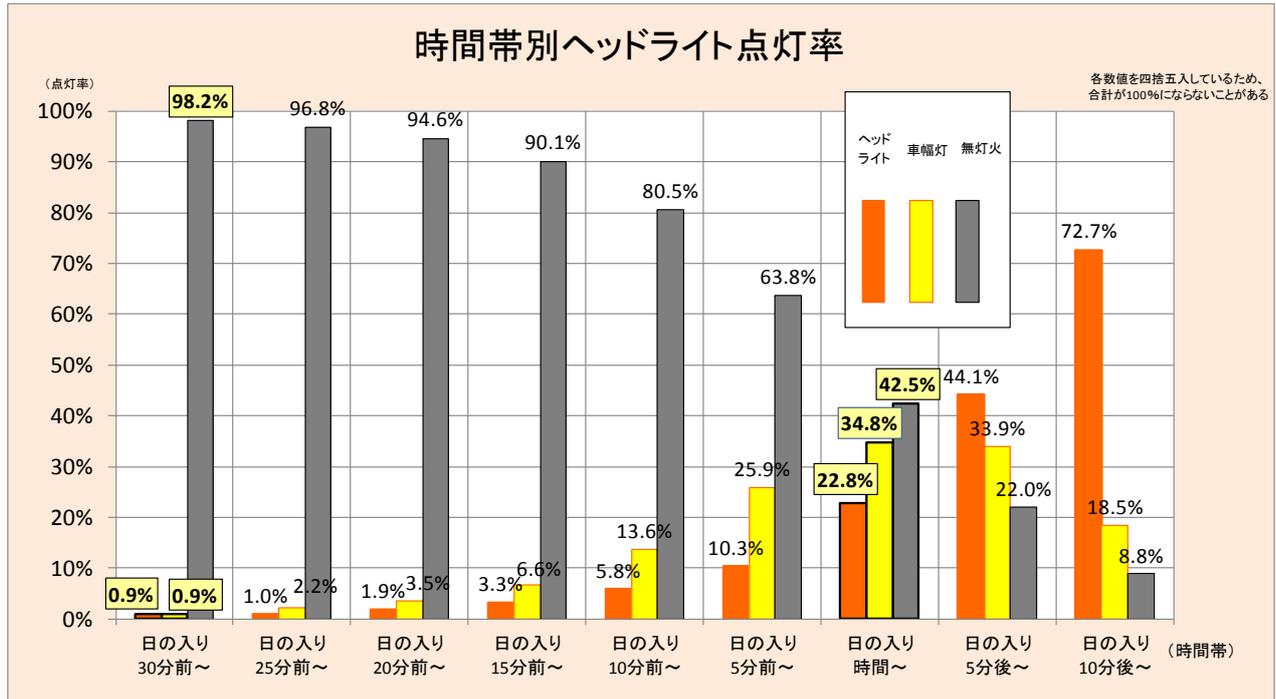
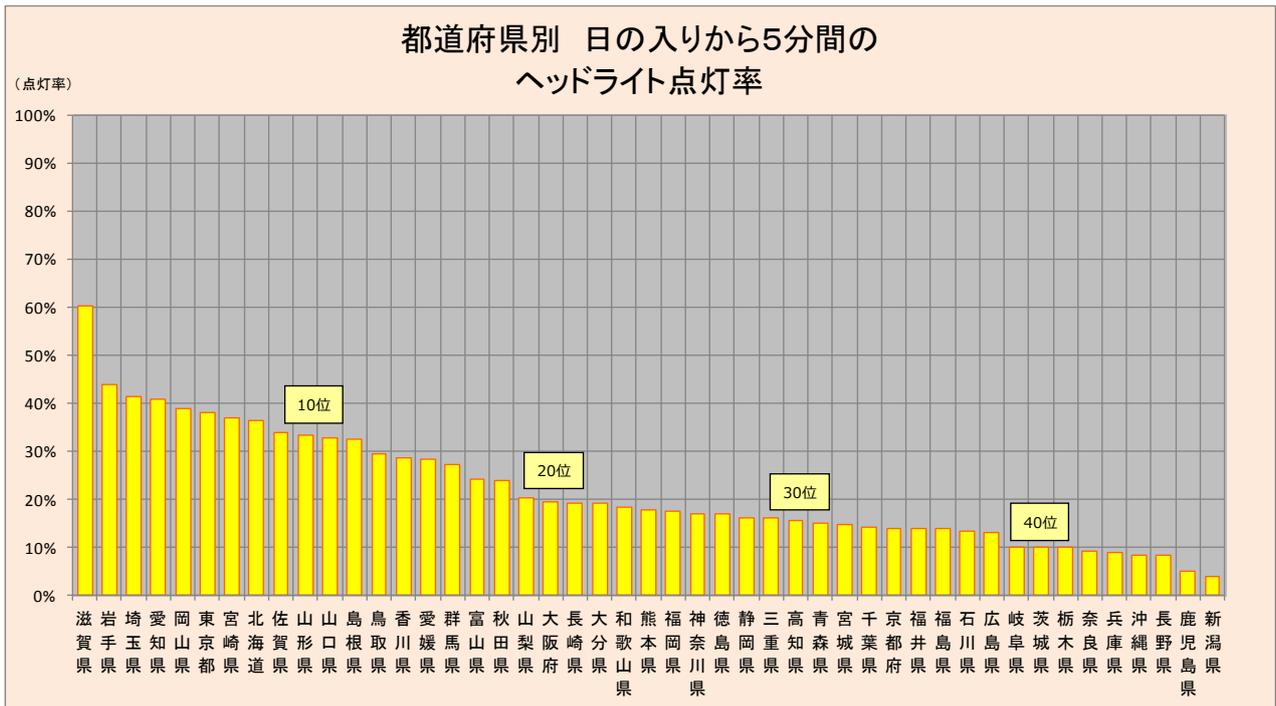


図 2



【参考】

道路交通法第 52 条（車両等の灯火）では「車両等は、夜間（日没時から日出時までの時間をいう。以下この条及び第 63 条の 9 第 2 項において同じ。）、道路にあるときは、政令で定めるところにより、前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければならない」とされています。

このリリースへの問い合わせは以下までお願いします。

一般社団法人 日本自動車連盟 広報部

Tel : 03(3578)4920 Fax : 03(3578)4912

E-Mail:koho@jaf.or.jp URL: http://www.jaf.or.jp/

〒105-0012 東京都港区芝大門 1-1-30 日本自動車会館